



議会・選挙

議会・選挙

議会

問 議会事務局

市議会

市議会は、皆さんから選ばれた議員(任期4年)が皆さんの声を市政に反映させるために審議する場所です。1年に4回開かれる「定期会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があり、市政の基本的な方針を議案などの審議を通じて決定しています。

市議会を構成する議員の定数は現在20人です。

請願と陳情

市政に対する皆さんの要望を「請願」や「陳情」として市議会に提出することができます。表紙に件名を表示し、本文には要旨・提出年月日・あて先(行田市議会議長)・提出者(法人および団体含む)の住所・氏名(署名または記名押印)などを記載してください。

なお、請願は、市議会議員の紹介が提出要件となり、表紙に紹介議員の署名または記名押印が必要です。

市議会の傍聴

議会開会中は、議場入口で傍聴人受付簿に、住所・氏名を記入するだけでどなたでも傍聴できます。定員は50人です。

団体での傍聴は、代表者または責任者が団体名と人数、代表者(責任者)の氏名を記入してください。

選挙

問 選挙管理委員会

選挙権と被選挙権

国會議員の選挙権の場合には、日本国民で満18歳以上であること、地方公共団体の議会の議員および市町村長(都道府県知事)の選挙権の場合には、日本国民で満18歳以上であること、同一市町村に引き続き3カ月以上住んでいることが必要です。また、選挙の時に投票できるのは、選挙権があり、選挙人名簿に登録されている方です。

被選挙権

被選挙権は、日本国民であり、次の要件を満たしていること、かつその選挙の選挙権を有することが必要です。

▶ 衆議院議員と市町村長は満25歳以上

▶ 参議院議員と都道府県知事は満30歳以上

▶ 都道府県と市町村の議会の議員は満25歳以上

投票

選挙のつど、投票所入場券を発送します。投票所は入場券に記載しておりますので、確認の上投票してください。入場券が届かなかったり、紛失してしまったりした場合は、投票所で申し出れば本人を確認の上、投票することができます。

期日前投票と不在者投票

投票日に投票できない方のために、期日前投票・不在者投票の制度があり投票日前に投票することができます。

投票期間

選挙の公示または告示日の翌日から投票日の前日まで

投票できる方

行田市の選挙人名簿に登録されていて、投票日に仕事や旅行などの理由があり、次のいずれかに該当する方

【期日前投票】

▶ 期日前投票を行う日に選挙権のある方

【不在者投票】

- ▶ 不在者投票所として指定された病院、老人ホームなどの施設に入所している方
- ▶ 出張などの理由で、行田市で投票することはできないが、行田市へ投票用紙を請求し市外の選挙管理委員会で投票する方
- ▶ 投票日には18歳になるが、期日前投票をする日には18歳未満の方

在外選挙制度

海外に3カ月以上住んでいる方は、事前に申請して在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けることにより、国政選挙の投票を海外で行うことができます。

広報広聴

広報広聴

問 広報広聴課

市報ぎょうだ

市政と市民を結ぶ「市報ぎょうだ」は各自治会の協力をいただきて配布している他、各公民館、図書館、南河原支所、VIVAぎょうだ、一部のコンビニエンスストアなどに置いてあります。また、ボランティアグループ「行田朗読の会」の協力により「市報ぎょうだ」を吹き込んだCD-Rを、視力障害者の方向けに用意しています。

広聴活動

市民の声を市政に反映させるため、「市長への手紙」を実施しています。市内の公共施設に置いてある所定のはがきに市政に対する意見・要望を記入しポストに投函してください。なお、市ホームページやファックス、はがきや封書による意見なども受け付けています。

また、定期的に市民意識調査を実施し、皆さんの要望の把握に努めています。その他、市長が直接対話により皆さんから市政への意見や提言などをお聴きする公聴会を実施しています。



仕事・産業

企業支援

問 商工観光課

支援制度

中小企業者向け融資制度

市内の中小企業者の方に対し、経営の活性化、合理化、設備の近代化などを図るために必要な資金の融資を行っています。市では、平成15年度から緊急事業所支援措置として、本来支払っていただく利率のうち、一部の肩代わりを行っています。なお、貸出利率は下表記載のとおりで、県制度や他市町村と比較してもかなり低利な利率となっています。

令和4年4月1日現在

	小口事業資金	商工業振興資金	中小企業経営近代化振興資金
限度額 資金使途	1,250万円 運転・設備	3,000万円 運転・設備	3,000万円 運転・設備
貸付期間	運転:10年以内(据え置き6ヶ月以内) 設備:12年以内(据え置き1年内)	運転:10年以内(据え置き1年内) 設備:12年以内(据え置き1年内)	運転:1年以上5年以内 (据え置き6ヶ月以内) 設備:1年以上5年以内 (据え置き6ヶ月以内)
利率	1.25%(利子補給金受給時0.94%~)	1.25%(利子補給金受給時1.00%~)	0.75% 保証制度による
保証料率	0.8%以内	0.45%~1.59%	必要に応じ徴収する
担保	不要	原則不要 個人:原則として不要 法人:代表者(他者を付す場合あり)	個人:原則として不要 法人:代表者(他者を付す場合あり)
保証人	不要	個人:代表者(他者を付す場合あり)	必要に応じて付す
信用保証	埼玉県信用保証協会の保証	埼玉県信用保証協会の保証	
各資金共通の利用条件	(1)市税の滞納がないこと (2)中小企業者の要件を満たしていること (3)許可・認可・免許・登録などを要する業種を営む場合、その許認可を取得していること (4)本人または連帯保証人として保証協会の代位弁済による債務を負った場合、その債務を完済していること (5)市制度融資の連帯保証人になっていないこと	(1)市内業歴1年以上 (2)市内税の所得割または法人税割が課税されていること (3)下記の従業員要件を満たしていること 製造・建設業など→20人以下 商業・サービス業→5人以下 (4)協会の既往残高がある場合、それが全て特別小口保険であること 運転資金:借入日から5年間の支払利子の1/4 設備資金:借入日から7年間の支払利子の1/4	(1)市内業歴2年以上 (2)信用保証付の融資の場合、保証対象業種を営んでいること
資金別の利用条件	市内業歴6ヶ月以上		
完済時の利子補給		借入日から5年間の支払利子の1/5	なし
受付 提携金融機関 申込先	随時 市内金融機関 商工観光課	随時 市内金融機関 商工観光課	随時 商工中金熊谷支店 商工中金熊谷支店

注意事項

- ▶ 利率は半年ごとに見直しを行っていますので、必ず最新の利率をご確認ください。
- ▶ 返済に当たっては所定の利子の他、埼玉県信用保証協会への信用保証料が必要になります。
- ▶ 制度の限度額の範囲内で何度でも利用できます。

勤労者向け融資制度

市内の勤労者の方に対し、必要な資金の融資を行っています。

令和4年4月1日現在

制度名	対象	貸付制度	使途	期間・返済	利率	担保	利子補給	保証人	受付
失業者生活つなぎ資金制度	市内に居住する方で経済の変動により解雇された方	50万円以内	—	70カ月以内(据え置き6ヶ月)	無利子	なし	均等償還	市内に1年以上居住し、固定資産を有する他、市税を完納している方	商工観光課